シンガポール法律コラム

第13回 コーポレート・サービス・プロバイダー法の制定(1)

2024年12月 One Asia Lawyers Group 代表 シンガポール法・日本法・アメリカ NY 州法弁護士 栗田 哲郎

みなさん、こんにちは。One Asia Lawyers Group (Focus Law Asia LLC)です。今号ではシンガポールの新しい法律(コーポレート・サービス・プロバイダー法(Corporate Service Providers Act 2024、以下「CSP 法」))をご紹介したいと思います。

コーポーレート・サービス・プロバイダー(以下「CSP」)とは、会社の設立業務、秘書業務、会計



業務、取締役としての業務の代行及びその人材の斡旋などを行う会社又は個人を指します。会社の設立・運営に際しては様々なバックオフィス業務が発生しますが、自社で全てを行おうとすると効率が悪いことから、財務、税務、労務管理、法務機能などを専門家に受託することがあり、この受託先が CSP と呼ばれています。具体的には、上記の業務を行っているコンサルティング会社、人材会社、会計事務所、法律事務所などが CSP 事業者と判断される可能性があります。

このような CSP 事業者は、各企業の財務情報等を引き受けて管理することが多く、マネーロンダリング (資金洗浄) やテロリスト向けの送金を助長してしまう可能性があります。例えば、違法行為によって資金を稼いでいる会社が、上記事業者のサービスによって名目上の取締役を立て、真のオーナーの身分を隠して真っ当な会社に見せかけることなどが考えられます。

そこで、2024年7月、シンガポールの国会において、上記 CSP 法と「Companies and Limited Liability Partnerships (Miscellaneous Amendments) Act 2024」(以下「CLLP 法」)の法案が可決されました。 CSP 法は CSP への規制を強化し、CLLP 法は有限責任会社の実質的所有者に関する情報の透明化を 図ることが目的であり、両法案は同時に可決され、一体となってマネーロンダリングや核兵器・化 学兵器・テロリズムへの投資等の防止に資することが期待されています。

実務的な主な変更点としては、(1) CSP 事業者の登録制の強化や罰則の強化、(2) 次稿にて扱う ノミニー取締役(Nominee Director)の規制強化などが挙げられます。

まず、(1)登録制の強化と罰則強化についてご紹介します。 従来の規制においては、シンガポール国内にある CSP 事業者でも、会計企業規制庁(Accounting and Corporate Regulatory Authority、以下

「ACRA」)での手続の代理業務を行っていなければ、登録は不要でした。しかし、これでは未登録事業者がマネーロンダリング等に利用される恐れがあります。

そこで CSP 法では、シンガポール国内で事業を行う全ての CSP 事業者に ACRA への登録が義務付けられました。これにより、国内の全ての CSP 事業者が ACRA による直接の監視下におかれることとなります。また、登録事業者は対マネーロンダリング等の様々な義務を負うので、国内事業者全てが同様の義務を負うこととなりました。

さらに CSP 法においては、対マネーロンダリング等の上記義務に違反した事業者に対して、刑事罰が科せられることとなりました。具体的には、違反事業者には違反行為の数ごとに最大 10 万シンガポールドルの罰金、当該違反事業者の経営陣には最大 10 万シンガポールドルの罰金が科せられる可能性があります。

このように、新法 CSP 法はシンガポール国内の CSP 事業者へのシンガポール当局による監視を拡大し、刑事罰を設けることによって、不適切な企業活動に対する取締りを大幅に強化するものといえるでしょう。

今回はシンガポールにおいて新たに成立したコーポレート・サービス・プロバイダー法の一部についてご紹介しました。次回は(2)ノミニー取締役(Nominee Director)の規制強化についてご説明いたします。

※本稿は、シンガポールの週刊 SingaLife(シンガライフ)において掲載中の「シンガポール法律コラム」のために著者が執筆した記事を、ニューズレターの形式にまとめたものとなります。

◆ One Asia Lawyers◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。 One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ<u>https://oneasia.legal</u>または<u>info@oneasia.legal</u>までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。



栗田 哲郎

One Asia Lawyers Group 代表

シンガポール(FPE)・日本・USA/NY 州法弁護士

日本の大手法律事務所に勤務後、シンガポールの大手法律事務所にパートナー弁護士として勤務。その後、国際法律事務所アジアフォーカスチームのヘッドを務め、2016年7月 One Asia Lawyers Group を創立。シンガポールを中心にクロスボーダーのアジア法務全般(M&A、国際商事仲裁等の紛争解決等)のアドバイスを提供している。2014年、日本法弁護士として初めてシンガポール司法試験に合格し、シンガポール法のアドバイスも提供している。

tetsuo.kurita@oneasia.legal

+65 8183 5114